

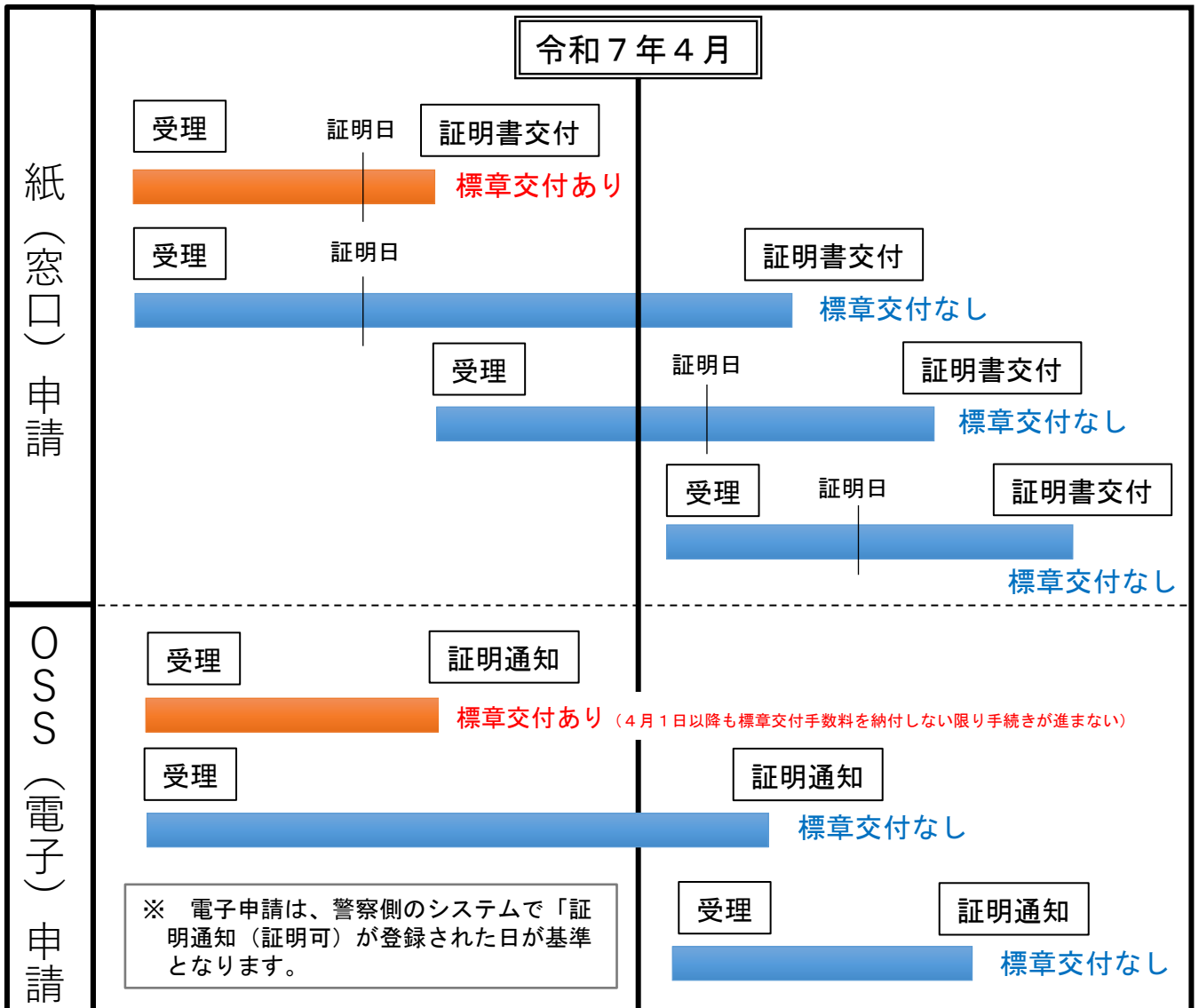
岐阜県警察からのお知らせ①

**令和7年（2025年）4月1日～
保管場所標章【交付手数料500円】が
廃止（予定）となります**

登録自動車
証明申請の場合

運輸支局に提出する

**「自動車保管場所証明書」を窓口で受け取る日
によって標章交付の要否が異なります**



※ 保管場所届出は受理日が4月1日より前かそれ以降かで判断

【問合せ先】

- ・岐阜県内の各警察署
- ・岐阜県警察本部交通規制課 企画係

岐阜県警察からのお知らせ②

令和7年（2025年）4月1日～
保管場所標章【交付手数料500円】が
廃止（予定）となります



申請・届出における**提出書類・手数料**
が変更となりますのでご注意ください!!

令和7年4月

保管場所証明申請

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 保管場所の所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料2,700円（2,200円+500円）

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 保管場所の所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料2,200円

※他都道府県警は手数料が異なる場合があります

保管場所変更届出、軽自動車保管場所届出

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 保管場所の所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 500円

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 保管場所の所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料なし（無料）

保管場所標章再交付申請

保管場所標章再交付申請書 2通

手数料 500円

申請不要

注意!

保管場所標章廃止後も、保管場所証明申請・保管場所の届出手続きは必要です。

～今後とも適正な自動車保管場所の確保にご協力をお願いします～

【問合せ先】

・岐阜県内の各警察署 ・岐阜県警察本部交通規制課 企画係